

北海道告示第10764号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年6月2日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その13)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業 中山間地域等直接支払制度の適正かつ円滑な実施を図るため、予算の範囲内で交付する。								
(1)北海道中山間地域等直接支払交付金	市町村	市町村が中山間地域等直接支払交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額	農政第136号様式	農政第141号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(2)北海道中山間地域等直接支払推進交付金	市町村	市町村が中山間地域等直接支払推進事務を行う場合における当該事務に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)推進事務に要する経費 (2)確認事務に要する経費 (3)交付事務に要する経費	定額	農政第136号様式	農政第141号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
	北海道日本型直接支払推進協議会 (地方公共団体、農業関係団体等で構成される組織で知事が適当と認める団体)	北海道日本型直接支払推進協議会が中山間地域等直接支払推進事務を行う場合における当該事務に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)推進・指導に要する経費 (2)確認事務に要する経費 (3)その他推進事業の実施に必要な事項に要する経費	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第181号様式	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第181号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 農村振興局 農村設計課		